

◆ 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

			同居していなくてもよい人										同居が条件の人				書類取扱先					
			配偶者	父母	子		孫・弟妹			兄弟	祖父母	甥・姪			伯父・叔父	伯母・叔母						
					義務教育中	高校生	義務教育中	高校生	高校卒業後			義務教育中	高校生	高校卒業後								
申請家族の扶養状況(収入、同居・別居)申告	被扶養者状況調査《※要記入》	原本	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	共同印刷健保			
身分関係、世帯状況、同居・別居関係を証明するもの	被保険者・被扶養者の属する世帯全員記載の住民票(続柄あり)	原本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村			
生計維持関係を証明するもの	学生の人	学生証 又は 在学証明書	写し	○			○	○			○	○	○			○	○	○	学校			
	前年から無収入の人	所得証明書 又は 非課税証明書	原本	○	○			○	○			○	○	○			○	○	○	市区町村		
	退職した人	雇用保険未加入者	退職が確認できる書類 (退職証明書、退職時の源泉徴収票 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○			○	○	○	前勤務先	
			未加入が確認できる書類 (在職時の給与明細書、源泉徴収票 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	前勤務先
		雇用保険を受給しない 又は雇用保険受給申請前	雇用保険離職票-1・2 又は 資格喪失確認通知書	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	前勤務先
		雇用保険受給終了後	雇用保険受給資格者証(終了印があるもの)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	職業安定所
		雇用保険受給延長者	雇用保険離職票-1・2	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	前勤務先
			雇用保険受給期間延長通知書	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	職業安定所
			延長理由が確認できる書類 (母子手帳、診断書 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	
	会社に勤務している(給与収入がある)人	年間収入が確認できる書類 (雇用契約書、直近3ヶ月分の給与明細書 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	勤務先	
	個人事業/農業/不動産所得 等のある人	経費明細(収支決算書など)を含む直近の確定申告書	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	税務署	
	個人事業・農業を廃止した人	個人事業の廃業届(税務署の受付印があるもの)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	市区町村	
	年金・恩給受給者	支給されている人	年金額が確認できる書類 (直近の年金額改定通知書、年金振込通知書 など)	写し	○	○			○	○			○	○				○	○	○	年金事務所	
		支給申請中の入	年金見込額照会回答票(受給開始後の年金額が示されているもの)	写し	○	○			○	○			○	○				○	○	○	年金事務所	
	年金・恩給受給年齢に達しながら受給しない人	年金記録が確認できる書類 (年金被保険者記録照会回答票、直近のねんきん定期便 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	年金事務所	
障害者・傷病治療中で労務不能の人	障害者手帳・診断書 など	写し	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	都道府県・市区町村		
別居の人	任送りの金額・継続が確認できる書類 (振込受領書、自動送金サービス申込書、送金記録の記載がある通帳 など)	写し	○	○			○	○			○	○	○							金融機関		

※上記書類以外でも健保組合が必要とする書類の提出を求める事があります。

※養子縁組の場合には、届出が受理された日付と被保険者との続柄が確認できる書類が必要となります。

※申請家族が外国人の場合は、『在留カード』の写しと被保険者との続柄が確認できる書類が必要となります。

※日額3,612円以上の雇用保険失業給付を受給している間は、被扶養者として認定できません。

※やむを得ない事情により必要な書類を速やかに提出できない場合は、健保組合までご連絡ください。